

環境省環境再生・資源循環局  
ポリ塩化ビフェニル処理推進室

P C B に汚染された絶縁油を含む電気機器等の所有・保管に係る調査の  
実施状況等に関する調査（調査概要）

### 1. 調査目的

低濃度 P C B 廃棄物は P C B 特措法に基づき、令和 9 年 3 月末までに処理することが義務づけられています。低濃度 P C B 廃棄物の期限内の確実な処理の実施を目指し、P C B に汚染された絶縁油を含む電気機器等（以下「P C B 汚染電気機器等」という。）の所有または保管に係る調査の実施状況を確認するため、P C B 汚染電気機器等の所有または保管に係る調査の実施状況や調査による P C B 汚染電気機器等の処理状況等を把握するために調査を実施します。

### 2. 調査対象

P C B 汚染電気機器等を所有または保管する可能性がある、平成 6 年以前に開設され、現在も存続している事業所（本社、支社、支店、工場、ビル、営業所、倉庫、研究所、その他各種の施設等）を対象に、以下のような変圧器やコンデンサーなどの P C B 汚染電気機器等の所有または保管の調査の実施状況等を調査します。

#### 【調査対象となる機器】

P C B 汚染の可能性がある電気機器には、高圧受電設備に設置された変圧器や電力用コンデンサーの他に、電気溶接機、X 線照射装置、昇降機、分電盤、制御盤、モーターなどに付属または内蔵された低圧コンデンサーがあります。

機器の出荷時点において、変圧器等のように封入された絶縁油の採取が可能な機器では平成 5 年以前のものに、またコンデンサーのように絶縁油の採取ができない封じ切り機器では平成 2 年以前にものに P C B 汚染の可能性があるとされており、これらが調査対象となります。



変圧器



コンデンサー



小型コンデンサー

### 3. 回答方法

令和 5 年 11 月末時点での各事業所における P C B 汚染電気機器等の所有または保管の調査の実施状況や調査による P C B 汚染電気機器等の処理状況等について、【別紙 1】調査フローに沿って回答をお願い致します。

回答は、下記のオンラインの回答フォームを活用します。

○回答URL

[https://sanpainer.net/form/pub/pCBSurvey/wmf\\_pcbsurvey](https://sanpainer.net/form/pub/pCBSurvey/wmf_pcbsurvey)

回答項目は【別紙2】に記載されているので、ご参照ください。

また、以下のQRコードからも回答フォームにアクセスが可能です。スマートフォン等からアクセスいただく際は、こちらから回答をお願いします。

【QRコード】



なお、PCB汚染電気機器等の調査方法については、下記リンクから「低濃度PCBに汚染された電気機器等の早期確認のための調査方法及び適正処理に関する手引き」を参照ください。

<https://www.env.go.jp/content/900535244.pdf>

また、低濃度PCBの発見事例や掘り起こしに向けた取組事例については「低濃度PCB廃棄物発見事例／掘り起しに向けた民間・自治体の取組事例」を参照ください。

<http://pcb-soukishori.env.go.jp/teinoudo/about/examples.html>

#### 4. 回答期限

令和5年度中に回答結果の取りまとめを行うため、【令和6年(2024年)1月26日(金)】までに回答をお願いいたします。

なお、回答方法等に関する説明会を以下の日時に、各回午前午後の2回オンラインで開催します。本調査に関してご不明点やご質問のある方は、ご都合のよいいずれかの会にご参加ください。

第1回 令和6年 1月11日(木) ①10:00~11:00、②14:00~15:00

第2回 " 1月17日(水) ①10:00~11:00、②14:00~15:00

第3回 " 1月23日(火) ①10:00~11:00、②14:00~15:00

※ オンライン説明会には以下の接続情報にてご参加ください。（各日程共通）

【URL】<https://sanpainer.net/webex.com/sanpainer-jp/j.php?MTID=mbcac5f1db72add6ea1ca9aa9e0cde85c>

【ミーティング番号(アクセスコード)】2518 789 1611

【ミーティングパスワード】gPuNuMQ3w35

#### 5. 問い合わせ先

本調査の実施にあたり不明な点がございましたら、【別添2】調査に関する質問と回答（事業者向け）をご参照ください。

本調査に関する問い合わせは、お手数ですが以下までご連絡ください。

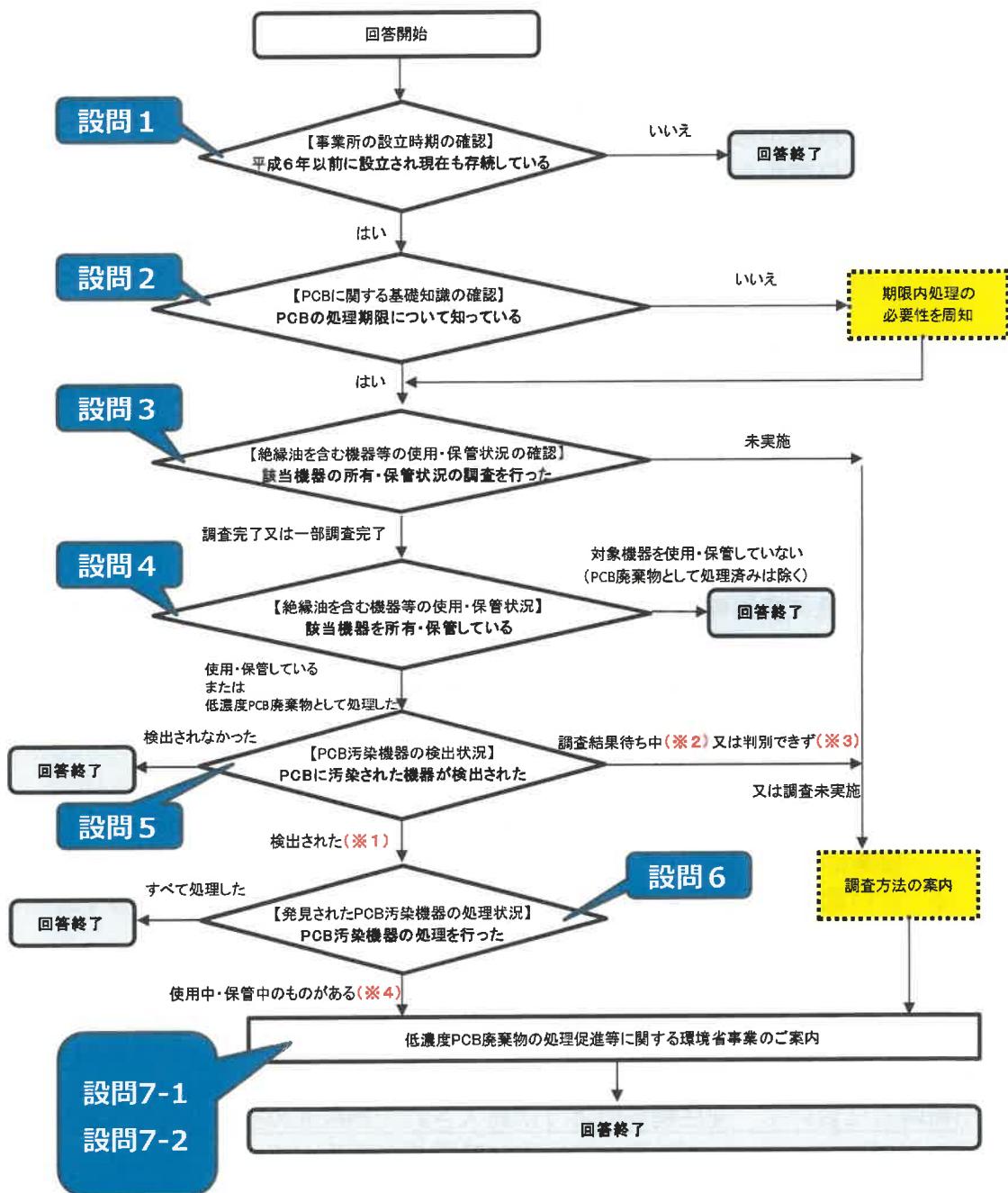
<連絡先>

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団

PCBに汚染された絶縁油を含む電気機器等の所有・保管に係る調査の実施状況等に関する調査事務局

メールアドレス：[wmf\\_pcbsurvey@sanpaizaidan.jp](mailto:wmf_pcbsurvey@sanpaizaidan.jp)

P C B に汚染された絶縁油を含む電気機器等の所有・保管に係る調査の  
実施状況等に関する調査 調査フロー



※1：低濃度PCB廃棄物と判明した電気機器の数を種類(自家用電気工作物、非自家用電気工作物)毎にご回答ください。

※2：濃度分析中の電気機器の数を種類(自家用電気工作物、非自家用電気工作物)毎にご回答ください。

※3：封じ切り等のため濃度分析が実施できない電気機器の数を種類(自家用電気工作物、非自家用電気工作物)毎にご回答ください。

※4：使用中または保管中の電気機器の数を種類(自家用電気工作物、非自家用電気工作物)毎にご回答ください。

P C B に汚染された絶縁油を含む電気機器等の所有・保管に係る調査の  
実施状況等に関する調査 回答項目

**【1. 回答対象事業者の基礎情報について】**

設問1. 本調査は低濃度P C B が保管されている可能性のある事業者を対象として、平成6 年度以前から事業所が設立していて、現在も存続している事業所を対象とした調査としています。事業所の現在の状況をご回答ください。

- A. 平成6 年以前から事業所があり、現在も存続している。
- B. 平成6 年以前から事業所は存続しているが、平成6 年以降に建替や設備の総入れ替えを行い、撤去した古い電気機器をすべて廃棄した。
- C. 平成6 年以降に設立した事業所である。

※ A. の場合：次の設問へ、B. C. の場合：回答終了

**【2. 処分期間について】**

設問2. P C B に汚染されている機器には法律で処分期間内（低濃度P C B 廃棄物について令和9年3月末）の処理が義務づけられていることを知っていますか。

- A. 知っている。
- B. 知らない。

※ A. B. ともに次の設問へ

**【3. 絶縁油を含む電気機器等の所有または保管に係る調査状況について（調査率）】**

設問3. P C B は古い電気機器等の絶縁油に含まれていることがあります。古い電気機器等を使用または保管していないか調査を行いましたか。

- A. 調査を行い、完了した。
- B. 調査を行い、一部は完了した（一部完了していない場所等がある）。
- C. 調査を行っていない。

※ A. B. の場合：次の設問へ、C. の場合：【7. PCB の処理に関する環境省の支援等について】へ

※ 古い電気機器等を保管していない事が明らかな場合は、A. と回答ください。

**【調査対象となる機器】**

P C B 汚染の可能性がある電気機器には、高圧受電設備に設置された変圧器や電力用コンデンサーの他に、電気溶接機、X線照射装置、昇降機、分電盤、制御盤、モーターなどに付属または内蔵された低圧コンデンサーがあります。

機器の出荷時点において、変圧器等のように封入された絶縁油の採取が可能な機器では平成5年以前のものに、またコンデンサーのように絶縁油の採取ができない封じ切り機器では平成2年以前にものにP C B 汚染の可能性があるとされており、これらが調査対象となります。

令和9年3月末までに低濃度P C B 廃棄物の適正処理を行うため、調査を行っていない場合、「低濃度P C B に汚染された電気機器等の早期確認のための調査方法及び適正処理に関する手引き」を参考の上、調査を行ってください。

<https://www.env.go.jp/content/900535244.pdf>

#### 【4. 絶縁油を含む古い電気機器等の保有状況について】

設問4. 設問3. で調査を行った結果、対象となる電気機器等を使用または保管していますか。

- A. 使用または保管している。

(低濃度P C B廃棄物として処理した場合は、Aを選択ください。)

- B. 使用も保管もしていない。

※ Aの場合：次の設問へ、Bの場合：調査終了

#### 【5. P C B汚染有無の調査結果について（分析実施率）】

設問5-1. 調査の結果、P C B汚染がある、またはP C B汚染の可能性がある機器（P C B汚染電気機器等）が発見されましたか。

- A. 発見された。

- B. 発見されなかつた。

- C. 調査中。

- D. 封じ切り等の理由で分析ができないため、P C B汚染の有無は判別できていない。

- E. 分析または製造年の確認は行っていない。

※ Aの場合：設問5-2を回答した上で【6. P C B汚染電気機器等の処理状況について（処理率）】へ、Bの場合：調査終了、C.D.の場合：設問5-2を回答した上で【7. P C Bの処理に関する環境省の支援等について】へ、Eの場合、【7. P C Bの処理に関する環境省の支援等について】へ

設問5-2. P C B汚染電気機器等が発見された場合、調査中の場合、封じ切り機器等のためP C B汚染有無の判別ができるない場合のそれぞれについて、機器の台数をご記入ください。

##### <発見された電気機器数>

自家用電気工作物：台

非自家用電気工作物：台

##### <調査中の電気機器数>

自家用電気工作物：台

非自家用電気工作物：台

##### <封じ切り機器等のためP C B汚染有無の判別ができるない電気機器数>

自家用電気工作物：台

非自家用電気工作物：台

※電気事業法では、平成28年経済産業省告示第237号（以下、告示）で定められた12種類の電気工作物のいずれかに該当するものであって使用されている絶縁油に含まれるP C Bが0.5ppmを超えるものを言います。

【12種類の電気工作物】①変圧器、②電力用コンデンサー、③計器用変成器、④リクトル、⑤放電コイル、⑥電圧調整器、⑦整流器、⑧開閉器、⑨遮断機、⑩中性点抵抗器、⑪避雷器、⑫OFケーブル

※絶縁油入りの電気機器には電気事業法の電気工作物に該当しないX線発生装置、X線検査装置、電気溶接機、エレベーターやエスカレーター等の昇降機等を駆動するための高電圧発生装置として組み込まれた低圧コンデンサーがあります。他にも、200～600Vの低圧で受電する施設の分電盤に取り付けられた力率改善のための低圧コンデンサー

や、工作機械、揚水ポンプ、乾燥機等に使われるモーターの起動用の低圧コンデンサーがあります。これらを「非自家用電気工作物」と称しています。

### 【6. P C B汚染電気機器等の処理状況について（処理率）】

設問6－1. 調査・分析の結果、低濃度P C B廃棄物と判明した電気機器等は廃棄後に処理を行いましたか。

- A. すべて完了した。
- B. 使用中または保管中の機器がある。

※ A.の場合：調査終了、B.の場合：設問6－2を回答した上で【7. P C Bの処理に関する環境省の支援等について】へ

設問6－2. 6－1でBと回答した場合、使用または保管している電気機器等の台数をご記入ください。

自家用電気工作物：台

非自家用電気工作物：台

### 【7. P C Bの処理に関する環境省の支援等について】

設問7－1. 産業廃棄物処理事業振興財団がP C B廃棄物の現地調査の支援を行っていることを知っていますか。

- A. 知っている。
  - B. 知らない。
- ※ いずれの場合も次の設問へ

設問7－2. 令和5年度に環境省が低濃度P C Bに汚染された疑いのある使用中の変圧器の濃度分析や交換に対する補助事業を行ったことを知っていますか。

- A. 知っている。
  - B. 知らない。
- ※ 調査終了

以上